

## 第 42 回高知県消費生活審議会 議事要旨

日時：平成 21 年 6 月 30 日 14:00～15:55

場所：高知共済会館 3 階 赤帝

出席者：(委員)

市川委員、久保田委員、下元委員、関根委員、田中委員、近森委員、山本委員、山下委員、  
町田委員、林委員、野村委員、恒石委員

(事務局)

大崎文化生活部長、大原県民生活・男女共同参画課長、田島同課課長補佐、池上同課チーフ  
(消費生活担当) 他

概要：

- 1 開会
- 2 大崎文化生活部長から挨拶
- 3 配付資料 13 及び 14 に基づき審議会の公開等について事務局から説明を行い、了解された。
- 4 会長の人事について事務局から提案し、恒石委員が会長として選任された。
- 5 配付資料 1～5 及び参考資料に基づき、国の消費者行政の一元化に向けた対応について事務局から報告し、意見交換を行った。
- 6 配付資料 6～11 に基づき、県の消費者行政の取組等について事務局から報告し、意見交換を行った。

### ○ 主な意見等

- ・ 公正取引委員会の中から消費者庁に移るということになるが、どのように分担するのか。  
→新たに設置される消費者庁に移管又は共管される 29 の法律の中で、現在、公正取引委員会で言えば景品表示法を所管している担当課の機能が、消費者庁に移管される。
- ・ 消費者安全法において、都道府県あるいは地方自治体にも勧告・命令権はあるのか。  
→事業者に対する勧告及び命令については、内閣総理大臣が行うこととなる。
- ・ 消費者安全法の中で、県と市町村の役割について明確に示されたことで、県はどのように考えているのか。  
→消費者安全法で示されているように、地域住民に身近な市町村においては、地域住民からの相談に対応する一方で、県では専門的知識や技術、また広域的な見地が必要な相談に対応したいと考えている。
- ・ 地域住民にとっては、身近であるがゆえに、地元の市町村へ相談に行きたがらないという場合があるが、どうしたら身近な市町村で相談の解決できるように導けるのか。  
→特に、多重債務問題で言えば、市町村の相談窓口から法律専門家につなぐルートは確立されているので、例えば、市町村において、税や水道料金などの滞納者の中で多重債務者を発見した場合、市町村の多重債務相談窓口へ誘導すれば、解決に向けて導くことができると考えている。
- ・ 行政と住民、地域が一緒になって啓発活動をしていくべきではないか。  
→地域住民に身近な市町村において、婦人会や老人クラブなどの地域での既存の会合の中で、啓発活動に取り組んでもらいたいと要請しているが、引き続き、市町村に対して要請したい。